

平成26年（不）第1号事件 一 命令の概要 一

1. 事件の概要

(1) 当事者

申立人 X組合

被申立人 奈良市

(2) 申立日

平成26年4月30日

(3) 概要

奈良市の環境部や下水道維持課等に勤務するいわゆる現業職員の労働組合である申立人組合が、①労働協約の締結（協約の有効期間満了による更新）、②業務の民間委託の拡大及び職員の職種変更・任用替え、③職員賃金の一律引下げ（市独自の賃金カット）、④定年後の再任用制度の任用上限年齢、⑤下水道事業の企業局への統合（地方公営企業化）に関する各交渉における市の対応が不十分であるとして、平成26年3月3日付けの書面により、あらためて上記5項目について市長の出席のもとでの団体交渉を求めたことに対する市の対応が、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、X組合が救済を申し立てたものである。

2. 命令の内容（要旨）

- (1) 市は、市長の出席を求める部分を除き、労働協約の締結についての団体交渉に応じなければならない。
- (2) 市は、上記①～④の各項目について団体交渉に応じなかったことは、市長の出席を求める部分を除き、奈良県労働委員会において不当労働行為にあたりと認定されたので、今後このようなことがないようにする旨の文書を組合に手交しなければならない。

3. 判断の要旨

(1) 平成26年3月3日付け団体交渉申入れまでの各交渉経緯

① 労働協約の締結（協約の有効期間満了による更新）に関する交渉について

労働協約が、組合と市間の信頼関係をより確かなものとし、労使間の様々な課題を解決していくための基盤として、双方の合意によりこれを締結してきたものと認められ、また、これまで「これまでの労使慣行を遵守する」という労働協約の表現によりことさら不都合な事態が生じたとの事実が認められないことから、労使慣行の範囲の明確化を主張して労働協約締結交渉の遅延を招いた市の交渉態度は誠実なものであったとはいえない。

② 業務の民間委託の拡大及び職員の職種変更・任用替えについて

市は業務の委託化に伴って職員に職種変更という労働条件の変更を求めているのであるが、職種別採用である現業職員にとって職種変更は重大な労働条件の変更であるから、市にはその必要性について単に財政状況が厳しいという概括的な説明のみでなく最近の事情に即した具体的な説明が求められるものであるが、これについて十分説明が尽くされたと認めることはできず、市の交渉態度は誠実なものであったとはいえない。

③ 職員賃金の一律引下げ（市独自の賃金カット）について

本交渉項目は、職員賃金というとりわけ重要な労働条件の変更に関するものであり、市は引下げの必要性を示すためには財政状況の悪化の要因等について最新の数値を用いた具体的資料を示すなどして交渉に臨むべきであったといえることから、単に財政状況が厳しく、予算編成過程で単年度に多額の収支不足が見込まれるといった概括的な説明にとどまった市の交渉態度は誠実なものであったとはいえない。

④ 定年後の再任用制度の任用上限年齢について

本項目は、市が職員の再任用の任用上限年齢を変更する提案（従前、満額年金受給年齢に達した年度の年度末まで任用できるとしていたものを、満額年金受給年齢に達した月の末日までとする）を行ったことによるものである。

市は、再任用に係る経費の増加が見込まれるため、その削減が必要であること及び、財政状況の一般的な厳しさは説明したが、さらに詳細な説明はなく、また、「雇用と年金の接続」に関する具体的な説明は、交渉の場では十分でなかった。また、本制度導入の際に労使双方の構成員による協議会において、年度末までの雇用を確保するという運用が合意されてきた経緯を鑑みると、その運用を変更しようとする場合にはさらに十分な説明及び交渉が必要であったにもかかわらず拙速に本件を実施に移した市の対応は、誠実なものであったとはいえない。

⑤ 下水道事業の企業局への統合（地方公営企業化）について

下水道事業の企業局への統合による職員の労働条件については、市が、組合に対し、統合による労働条件の変更はないことは説明しており、また、実際に統合後に労働条件に変更が生じている事実は認められなかったのであるから、市の対応が不誠実であったとはいえない。

⑥ 市長の交渉出席について

団体交渉自体が実質的に誠実に行われるかどうか重要であり、そのためには市長の出席が不可欠であるかが問題になるが、本件については、市長の交渉への出席が誠実交渉義務の不可欠な要素とまでは言えないので、市長の交渉出席自体を命ずるのとは相当ではない。

(2) 平成26年3月3日付け団体交渉申入れに対する市の対応について

上記①～⑤の各項目の交渉経緯から、市は、組合の平成26年3月3日付けの団体交渉申入れに対し、①～④の項目について交渉に応じるべきであったが、組合に「副市長が対応する」旨の回答をしたのみで交渉に応じなかったのは、組合が求めた団体交渉への市長の出席を求める部分を除き、労働組合法第7条第2号の不当労働行為にあたる。